

○千葉市セミオープンシステム要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域医療の向上に寄与するため、千葉市病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成23年千葉市病院局規程第1号）第11条の規定により市内の医療機関の医師が千葉市立青葉病院及び千葉市立幕張海浜病院（以下「病院」という。）を利用するセミオープンシステムに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「セミオープンシステム」とは、第3条第2項に規定する登録医が、その紹介により病院に入院させた患者について診察をし、診療録、検査記録の閲覧はするが、主治医として診療行為を行わないものをいう。

（登録医）

第3条 病院のセミオープンシステムを利用しようとする千葉市医師会の会員は、千葉市医師会会長の推薦を受けて利用しようとする病院ごとに本市に登録するものとする。

2 前項の規定に基づき登録した千葉市医師会の会員（以下「登録医」という。）は、本市の嘱託医とする。

3 登録医の任期は、1年とする。ただし、解嘱しない場合はその期間をさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

4 登録医が登録医として不適当であると認められるときは、病院事業管理者は、千葉市病院事業の設置等に関する条例第12条第1項に規定する千葉市病院運営委員会に諮り、千葉市医師会会長と協議して、その登録を取り消すことができるものとする。

5 登録医が千葉市医師会を退会したときは、その登録を取り消されたものとみなす。

（病院の利用）

第4条 登録医は、各病院内の諸機能が利用できるとともに、医長又は主治医の了解のもとに、診療上必要な指示をすることができるものとする。

（責務）

第5条 登録医は、各病院の諸規則・規程を遵守するとともに、所定の名札をつ

けるものとする。

（紹介、入院手順、外来検査予約）

第6条 患者紹介、外来受診、入院の手順は一般の患者と同様とし、入院の要否の決定は各診療科の判断によるものとする。

2 外来検査のみを希望の場合は、予め日時を予約することができるものとする。

（診療）

第7条 登録医は、紹介により入院させた患者を診察し、医長又は主治医の了解のもとに検査や治療に参加することができるものとする。ただし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）診療のため来院したときは、原則として医長、主治医又は病棟看護師長に連絡し、来院時は各病院備え付けの名簿に記入するものとする。

（2）診療時間は、原則として休診日を除く午前9時より午後7時までとする。

（3）診療を行うときは、病棟での慣行、取り決め等に充分留意するとともに、入院患者に対して各病院の治療方針に反する言動をしてはならないものとする。

（退院手順）

第8条 患者の退院に際し、主治医は必要に応じ登録医と退院後の治療方針等について協議するものとする。この場合において、登録医は、主治医から入院経過及び結果の報告を受けるものとする。

（研究会、研修会等）

第9条 各病院は、登録医が参加しやすい研究会、研修会等を開催するものとし、登録医は、随時各病院で行う研究会、研修会等に参加することができるものとする。

（援助等）

第10条 各病院は、登録医の各病院の施設の利用を援助するとともに、その便宜を図るよう努めるものとする。

（医療事故）

第11条 登録医が各病院内で行った診療行為において、医療事故が発生した場合は、登録医は各病院の協力を得てその処理に当たるものとする。

2 医療事故における損害賠償の責は、本市が負うものとする。ただし、故意又

は重大な過失があった場合は、この限りでない。

(公務災害)

第 12 条 登録医がセミオープンシステムに係る業務中又は通勤途上において災害を被ったときは、千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年千葉市条例第 55 号）の規定により、その損害を補償するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、セミオープンシステムに関し必要な事項は、千葉市病院運営委員会の意見を聴き、病院局次長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 千葉市立海浜病院の共同利用に関する要綱（昭和 59 年 10 月 15 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。